



令和元年10月21日

北名古屋市議会議長
永津正和様

北名古屋市議会 市政クラブ

会長 神田 薫



視察・研修報告書

政務活動費により視察・研修のため出張いたしましたので、下記のとおり報告
します。

記

参加議員名	市政クラブ（別紙のとおり）	
日程	令和元年9月27日（金）7：30～16：30	
月日	視察・研修先	視察・研修概要
9・27	愛知県安城市役所 東三河建設事務所	空き家対策特別措置法に基づく行政代執行について 大規模河川特定（柳生川）について

経費合計	交通費	宿泊費	土産代	参加費	その他
141,703円	135,223円	円	6480円	円	円

行政視察参加者名簿

市政クラブ 10名		備 考
会 長	神 ^{かんだ} 田 ^{かおる} 薫	
幹 事 長	井 ^{いのうえ} 上 ^{かずお} 一 男	
政 調 会 長	清 ^{しみず} 水 ^{こうじ} 晃 治	
	大 ^{おおの} 野 ^{あつし} 厚	安城市のみ ※監査委員の公務のため
	桂 ^{かつらがわ} 川 ^{まさのり} 将 典	
	永 ^{ながつ} 津 ^{まさかず} 正 和	議 長
	渡 ^{わたなべ} 邊 ^{さちこ} 幸 子	
	福 ^{ふくおか} 岡 ^{やすし} 康	
	熊 ^{くまざわ} 澤 ^{ますみ} 真 澄	
	浅 ^{あさり} 利 ^{きみえ} 公 惠	

視察報告書

北名古屋市議会 市政クラブ

文責：清水晃治

■開催日程：令和元年9月27日（金）7：30～16：30

■開催場所：【午前】安城市役所、【午後】東三河建設事務所

■工程表：

東庁舎 (集合)	→ (バス移動) → 7:30発	9:00着	安城市役所 9:00～10:15	→ (バス移動) → 10:15発	13:00着	東三河建設事務所 13:00～13:45
→ (バス移動) → 13:45発	14:15着	柳生川 (現地) 14:15～14:45	→ (バス移動) → 14:15発	16:30着	東庁舎 (解散)	

●午前の部：安城市役所

1. 目的

空き家対策特別措置法に基づく行政代執行について

2. 総括

空き家対策は、安城や北名古屋市にとって個別の問題ではなく共通の課題である。

今後は、各自治体が得た情報を交換・共有しながら、取り組んでいくことが重要である。

3. 内容

1) 背景

安城市は平成25年の住宅・土地統計調査によると、空き家率が9.5%で、空き家の戸数は過去15年間で1.78倍に増加している。

平成25年に空き家で放火事件が発生したことをキッカケに、空き家対策に取り組み始めた。

2) 空き家の対策方法

①実態調査

【調査対象】 町内会調査で空き家と判断したもの+上水道の使用料がゼロ又は契約が1m³以下

【危険度判定】 危険性・生活環境・防犯性の3指標に分け、各項目を点数化し危険度ランクを0～5の6段階に分類

②管理方法

実態調査の内容をデータベース化してカルテを作成し管理（各物件に対して相談履歴も記載）。カルテ裏面には写真を張り付け、毎年現況調査（同アングルで写真撮影）を行い、空き家の劣化程度を把握し、必要に応じて所有者へ指導。

③対策方法

【考え方】 危険度ランクに伴い優先順位を付け、ランクの高い建物から優先して対策を進める。

【体制】 全庁を横断した実施体制を構築するとともに、地域や関係団体との協力・連携体制構築。各分野の専門家による空家等対策協議会が協力・助言を行い、市民からの相談は内容に応じて担当課を定める。

【対策内容】 シルバー人材センターによる管理／空き家除却費補助制度／行政による無料相談 宅建協会の不動産・空き家相談／管理されていない空き家への指導文書送付

【対策状況】 ランク5～2：30年度目標値…115件、31年度目標値…105件

◆空き家件数

問題のある空き家 ←●→ 普通の空き家

ランク	5	4	3	2	小計	1	0	小計	合計
28年	3	5	26	126	160	211	272	483	643
29年	3	5	21	101	130	193	248	441	571
30年	3	3	17	86	109	179	227	406	515

3) 行政代執行

①対象物件：特定空き家（宗教法人所有）

②執行理由

- ・相手方が不明で再三の指導ができなく、改善の見込みが無い状態
- ・罹災家屋で、台風や地震など発生した場合、東海の恐れがあり倒壊した場合、通行人や隣接民家に重大な被害が予測される。
- ・中心市街地に隣接しており、著しく景観や生活環境を損なっている。

③代執行当日

令和元年6月24日(月)に協議会委員(5名)、報道機関(8社)が立ち合いのもと実施

4) 空き家対策の課題

空き家が相続されていない、所有者が話し合いを拒否、多種多様な法律があり一般職員で対応が困難

●午後の部：東三河建設事務所

1. 目的

柳生川地下河川整備事業の概要および現地の状況を視察し知見を深める。

2. 総括

河川に関する問題は北名古屋市単独で取り組めるものではなく、管轄する県、および同じ新川流域である近隣市町や国とも連携して取り組むべき課題である。今回、市政クラブの呼びかけで、北名古屋市・清須市・豊山町の議員および行政関係者にて合同視察を実現できたことは、河川問題に対する広域連携の第一歩であり、共通の知見を得ることができたことは成果である。

なお、視察した柳生川地下河川に採用されたサイホン式構造においては、勾配1 / 1000以上必要であり、比較的平坦な北名古屋市の地形においては、採用できる箇所が非常に限定的となることが判った。

3. 内容

1) 背景

柳生川流域において「小池橋下流～境橋」間は狭窄区間であり、平成20年の豪雨では床上浸水79戸、床下浸水60戸の浸水被害が発生した。

2) 課題

狭窄区間には、JR東海道本線、豊橋鉄道渥美線、JR新幹線の鉄道橋の他、境橋(国道259号)、柳生橋などの道路橋が連続して架橋されており、橋梁の架け替えを伴う河川改修には、莫大な費用と時間を要し、完成まで現在と同じ浸水の危険性を有する

3) 対策案の検討

『経済的である、事業効果早期発現が期待できる、家屋補償・用地買収が少ない』の観点より、柳生川においては、地下河川で行う対策を採用した。

対策案	対策の内容	実施に伴う課題	経済性	早期実現性	難易度
河川改修	川幅を広げる、川底を掘る	橋の改修に莫大な費用、仮線のための用地確保が困難	△	△	△
遊水地	不足分を遊水地で溜める	用地買収のために、多くの家屋移転の補償が必要	△	△	△
地下河川	地下河川で不足分を補う	用地買収が最も少なく、事業費全体として他より安価	○	○	○

4) 地下河川の概要

- ・洪水処理能力：1時間当たり50mm程度の大雨に対応可能（平成20年の豪雨程度には対応可能）
- ・地下河川のルート：実現可能かつ経済的な流入立坑・流出立坑の位置とルートを設定
- ・流入施設：水位上昇でオーバーフローした水が地下河川に分流(200m³/秒の内70m³/秒が分流)
- ・流出施設：本川に合流 ※水理計算・模型実験で水位上昇や流れに乱れが生じないことを確認済
- ・メンテナンス：平時はドライ状態で保つことで異臭を発生させない。洪水後に地下河川に溜まった水は本川の水位が下降したらすぐにポンプで排出し、地下河川内はドライ状態を保つ。

■ 空家法に基づく行政代執行について事業説明 (安城市役所)



■ 大規模特定河川事業柳生川地下河川整備について事業説明 (東三河建設事務所)



■ 柳生川地下河川整備の現地視察 (流出施設予定地)

